

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	武器等製造法	法令の番号	昭和28年法律第145号					
不利益処分の種類	猟銃等の保管設備の技術基準適合命令	根拠条項	第20条					
処分基準	<p>法第5条（許可の基準）第1項第2号に適合していないとき。</p> <p>施行規則第20条（保管の要件）に適合していないとき。</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	51～